

○ 均等割額の税率について

区 分	資本金等の額	市内の従業者数	税率(年額:円)
1号法人	下記に掲げる法人以外の法人等	-	60,000
2号法人	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	144,000
3号法人	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	156,000
4号法人		50人を超えるもの	180,000
5号法人	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	192,000
6号法人		50人を超えるもの	480,000
7号法人	10億円を超えるもの	50人以下のもの	492,000
8号法人	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	2,100,000
9号法人	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	3,600,000